

平成 28 年度第 2 回八戸市介護サービス事業者集団指導（追加資料）

(1) 介護職員処遇改善加算について

- ①新様式については、3月17日（金）を目途にホームページへ掲載予定。
- ②介護職員処遇改善加算に関する Q&A が、厚生労働省より発出される予定であり、発出後はホームページへ掲載する。
- ③介護職員処遇改善加算に限り、計画書及び加算等の届出を4月17日（月）まで猶予する。他の加算等の届出については、資料30ページのとおりである。
- ④計画書に添付する就業規則等は、以下の表のとおりである。

(別表) 就業規則等・労働保険確認書類 提出可否確認表

	H28年度		H29年度	就業規則等・労働保険確認書類
①	加算Ⅰ	⇒	加算Ⅱ	※前年度に相当する区分の加算を取得しようとする場合 内容に変更がない場合は、提出を省略可。
②	加算Ⅱ	⇒	加算Ⅲ	
③	加算Ⅲ	⇒	加算Ⅳ	
④	加算Ⅳ	⇒	加算Ⅴ	
⑤	上記①～④以外			提出が必要。
	【例】			
	加算Ⅰ（旧）	⇒	加算Ⅰ（新）	

(2) 実地指導及び監査について

居宅サービス事業所（例：訪問介護、通所介護等）において不正があった場合には、関係する「居宅介護支援事業所」に対しても、給付管理上の問題や当該居宅サービス事業所によるサービス提供に係るマネジメント上の問題の有無等について、指導等を実施する。

不正帮助や不適正管理が疑われる場合は、必要に応じて監査を実施する。

(3) 不適切に支払われた介護給付費について【会計検査院（平成 27 年度決算検査報告）】

（主な項目）

①通所介護・通所リハビリテーション

事業所の規模区分の誤り

②介護福祉施設サービス

医師の判断によらずに施設の都合等で個室を利用した場合において、多床室の単位数を介護報酬として算定した。

※関係する Q&A

Q：ある特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）では、臨終間近の方に対し、多床室では、身内の方等がお見送りをするのに不適切なため、個室に移しているが、17年10月1日以降にこのような場合にも居住費を徴収することとするのか。

A：～略～設問のような場合については、医師の診断により余命間近で家族等による安らかな看取りを行う必要がある場合には、「①感染症等により従来型個室への入所の必要があると医師が判断した者であって、当該個室への入所期間が30日以内であるもの」の経過措置を適用し、多床室に係る介護報酬を適用して差し支えない。

（17.9.7 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料 平成 17 年 10 月改定関係 Q&A）

(4) 高額介護（予防）サービス費の見直し【平成 29 年 8 月施行】

(見直しの概要)

- ①第 4 段階の月額上限を 37,200 円から 44,400 円に引き上げる。
 - ② 1 割負担となる被保険者のみの世帯については、自己負担額の年間（前年の 8 月 1 日から 7 月 31 日までの間）の合計額に対して 446,400 円（37,200 円×12）の負担上限額を設定する。
- ※②については、3 年間の時限措置であり、平成 29 年 8 月 1 日から平成 30 年 7 月 31 日までの間のサービス分から適用とする。

(5) 介護人材の届出システムの概要（平成 29 年 4 月 1 日稼働）

(届出の概要)

- ①社会福祉事業等に従事している介護福祉士等が離職した場合等において、住所、氏名等の情報を都道府県福祉人材センターへ届け出ることが努力義務となる。
- ②届け出る資格
介護福祉士、介護職員初任者研修、介護職員実務者研修、(旧)介護職員基礎研修、(旧)ホームヘルパー養成研修課程の修了者
- ③届出方法
パソコンやスマートフォンから届け出る方法を原則とする。
<http://www.fukushi-work.jp/todokede/> 又は「福祉のお仕事」で検索
- ④関係者による届出の支援
○社会福祉事業等を経営する者
○介護福祉士の養成に係る学校及び養成施設の設置者
上記の届出が適切に行われるよう必要な支援を行うよう努めなければならない。この場合の支援とは、介護福祉士等に対して届出を出すように促す等の支援。

(6) (公財) 介護労働安定センター

事業者が、「雇用管理改善チェックリスト CHECK&DO 25 (事業主自己チェック用)」による自己点検後、雇用管理改善に関する相談がある場合は、雇用管理コンサルト相談（無料）が利用できる。

※雇用管理コンサルト相談

相談例：人事制度導入、賃金体系、就業規則の見直しなど
社会保険労務士、中小企業診断士等が対応

※青森県の介護労働安定センター

青森市長島 1-3-17 阿保歯科ビル 4 階 017-777-4331